

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-21 (2.8.6)	総 務	<p>日本国憲法第53条における臨時会召集について、法令等で召集期限を設定することを求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症の蔓延や、それを受けた住民の暮らしぶりの悪化を受け、行政や議会には、これまで以上に、住民の切実な願いや要望に耳を傾けて行政に反映し、種々の条例の立法や、施策の速やかで機動的な実施を通じて、住民の福祉の増進を図ることが、強く求められている。</p> <p>各種の給付施策など、予算を実行するには議会を開かなければならない。一方、国会の召集の決定は、実質的には国事行為に助言と承認を行う内閣（行政権）にその権限がある。</p> <p>国会では、7月31日、新型コロナウイルスの感染再拡大や豪雨被害の対応について審議の必要があるとして、国会議員の4分の1以上から国会の召集要求がなされた。しかし内閣は、国会開催を秋まで見送る旨報道がなされている。</p> <p>憲法第53条に基づく臨時国会の召集は、憲法上明文で規定された法的義務で、要求を受けた内閣には、合理的期間内に召集義務があると、那覇地裁は判示している（令和2年6月10日判決）。</p> <p>また、平成24年4月27日に自民党が決定した日本国憲法改正草案の第53条には、「いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときは、要求があった日から20日以内に臨時国会が召集されなければならない。」と、召集時期を明記している。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>衆参両院の国会議員のいずれか4分の1以上から要求が</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	不採択

**本会議(R2. 10.8)委員長報告
会議録暫定版**

日本国憲法第53条に基づく国会の臨時会召集要求及び決定については、要求から召集までの期日が定められた法整備がなされていないことから、これまでより国において、様々な議論がなされており、今後も必要に応じて、議論し、判断されるものと考えられ、現時点において、本県議会において意見書を提出する必要が認められないため、不採択と決定いたしました。

総務教育常任委員会・陳情

		あつた場合における国会召集について、それをなすべき期間を法令等で規定し、それに即した運用をされるよう、鳥取県議会から国に対し、意見書を提出すること。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情